

【重要事項説明書】

地域密着型通所介護(総合事業を含む)

デイサービスセンター プチケア

当事業所は介護保険の指定を受けています
〔 1072300484号 〕

当事業所は、ご契約者様に対して指定地域密着型通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、ご契約上ご注意いただきたいことを以下のとおり説明します。

当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」「要支援」と認定された方が対象となりますが、未だ要介護認定を受けていない方でもサービスのご利用は可能です。

目次

- I) 事業者
- II) 事業所の概要
- III) 事業実施地域及び営業時間
- IV) 職員の配置状況
- V) 当事業所が提供するサービスと利用料金
- VI) 苦情の受付
- VII) 協力保健・医療機関、福祉施設
- VIII) 非常災害時等の対応
- IX) サービス利用に際しての留意事項

I) 事業者

- (1) 法人名 : 株式会社 エムアンドールエス
- (2) 所在地 : 群馬県高崎市吉井町吉井14
- (3) 電話番号 : 027-384-8855 F a x : 027-320-3288
- (4) 代表者氏名 : 代表取締役 江原 純子
- (5) 設立年月日 : 昭和59年 9月12日

II) 事業所の概要

- (1) 種類 : 指定地域密着型通所介護事業所
平成20年 2月 1日指定
群馬県指令介高 第113-23号
- (2) 目的 : 要介護状態にある方に対し、適正な通所介護を提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。また、関係市町村、地域保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (3) 名称 : デイサービスセンター プチケア
- (4) 所在地 : 群馬県高崎市吉井町吉井418-1
- (5) 電話番号 : 027-384-8855 F a x : 027-320-3288
- (6) 管理者氏名 : 小林 茂緑
- (7) 運営方針 : 介護保険の主旨に従って、利用者の意思及び人格を尊重し、通所介護計画に基づいて必要な日常生活上の世話及び機能訓練等を行い、利用者の社会的孤立感の解消及び精神的負担の軽減を図るよう支援します。
- (9) 利用定員 : 1日 18人
(ただし、災害等やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。)
- (10) 設備及び備品等 : 当事業所では、以下のとおりとなっています。

設 備 等	概 要
食 堂	利用者全員が使用できる十分な広さを確保しており、テーブル・椅子・箸や食器類等の備品を備えています。
機能訓練室	利用者が安心して利用できる十分な広さを確保し、目的に応じた機能訓練器具等を備えます。
静 養 室	利用者が安心して休める、間仕切りも可能な専用の部屋を設けています。
相 談 室	間仕切りをしたプライバシーの確保がされる部屋を設けています。
その他の設備	その他事務室を設けているほか、消火設備その他の災害に際して必要な設備、並びにサービスの提供に必要なその他の設備及び備品を備えます。

* 上記は、厚生労働省が定める基準を満たした設備等となっています。

Ⅲ) 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業実施地域 : 高崎市吉井町全域

(2) 営業日及び営業時間 :

営 業 日	営 業 時 間
月 曜日～金 曜日(祝日含む)	8時30分～17時30分

Ⅳ) 従業員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定地域密着型通所介護サービスを提供する従業員として、以下の 職種の従業員を配置しています。

【主な従業員の配置状況】

従業者の職種	常 勤	非常勤	基準	職 務 内 容
管 理 者	1名以上		1	業務の一元的な管理等(兼務)
生活相談員	1名以上		1	生活相談及び指導等(兼務)
介護職員	1.6名以上		1.6	日常生活上の介護業務、相談等(兼務)
看護職員	1名以上		1	健康チェック、指導、管理等の医務業務(兼務)
機能訓練指導員	1名以上		1	身体機能の向上・健康維持の為の指導等(兼務)
そ の 他				

【主な職種の勤務体制】

職種	勤務体制
管 理 者	勤務時間 : 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 (兼務)
生活相談員	勤務時間 : 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 (兼務)
介 護 職 員	勤務時間 : 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
看 護 職 員	勤務時間 : 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 (兼務)
機能訓練指導員	勤務時間 : 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 (兼務)
そ の 他	勤務時間 :

V) 事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者様に対して以下のサービスを提供します。

サービス提供時間	9時00分～16時30分
----------	--------------

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の9割から7割相当分が介護保険から支給され、ご利用者様の自己負担は費用全体の1割～3割相当分の金額となります。

【サービス概要】

- ① 食 事
 - ・適切な食事の提供及び食事の介助をします。
- ② 入 浴
 - ・適切な入浴の提供又は清拭等を行います。
 - ・衣服の脱着、洗髪・洗身等の介助を行います。
- ③ 排 泄
 - ・ご利用者様の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立に つても適切な援助を行います。
 - ・おむつ等をご利用の方はご持参下さい。
- ④ 機能訓練
 - ・ご利用者様の状況に応じた個別機能訓練計画を策定し、適切な機能訓練等を行い 身体機能の維持及び低下の防止に努めます。
- ⑤ 健康チェック
 - ・血圧測定や体重測定等、ご利用者様の全身状態の把握を行います。
- ⑥ 生活相談
 - ・ご利用者様の様々なご相談に応じるよう努めます。各関係機関と連絡調整し生活 の向上を目指します。
- ⑦ レクリエーション
 - ・行事の内容によっては、別途費用が必要となる場合があります。
- ⑧ 送 迎
 - ・ご利用者様の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

【利用料金概要】

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。詳細は、別紙1の利用料金表を参照ください。

(1) 利用料金のお支払方法

料金・費用は、1ヶ月ごとに計算（月末締め）し、翌月10日に請求書を発行させていただきますので、月末日までに以下のいずれかの方法でお支払下さい。

- ① 事業所での現金支払 ⇒ 事業所窓口（月曜日～金曜日営業時間内受付）
- ② 自動口座引落 ⇒ 当社指定金融機関のみ可能（申込書をお願いします）
- ③ 銀行振り込み ⇒ 希望者に指定口座をお伝えします

(2) 利用の中止、変更、追加等

- ① 利用予定日の前に、ご利用者様の都合により、通所地域密着型介護サービスの利用を中止、又は変更、若しくはサービスの追加等を行うことができます。ただし、この場合には、原則としてサービス実施日の前日までに事業者へ申し出てください。
- ② また、居宅サービス計画（ケアプラン）の内容に変更が生じるような場合には、必ず担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）へ連絡しご相談ください。
- ③ サービス利用の変更・追加等の申し出に対して、事業所の稼働状況等によりご利用者様の希望に添えない場合もあります。
- ④ サービス利用中止の連絡は、当日の午前8時30分までにお申し出ください。
- ⑤ サービス利用当日の午前8時30分までに利用中止の申し出がなく、また、送迎に不在の場合などは、当日の利用料金（自己負担金相当額）を申し受ける場合があります。ただし、ご利用者様の体調不良等、正当な事由がある場合はこの限りではありませんが、別紙料金表の介護保険対象外のサービス費用（食費等）については、相当額を申し受けます。

VI) 苦情の受付及び第三者評価の実施状況

(1) 事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

苦情・相談受付窓口(担当者)	管理者：小林 茂緑 (サポ-トセンター)チカ7統括管理者：浦辺 裕人
ご利用時間	毎週 月曜日～金曜日 8：30～17：30
連絡先	電話番号：027-384-8855 FAX：027-320-3288

※苦情・相談受付箱も事業所玄関に設置しています。

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

公平中立な立場で、苦情受付やご相談に乗っていただけます。

高崎市吉井支所 市民福祉課	所在地： 高崎市吉井町吉井川371 電話番号： 027-387-3111 (代表) F A X： 027-387-3212 受付時間： 8:30 ~ 17:00
群馬県国民健康保険 団体連合会	所在地： 前橋市元総社町335-8 電話番号： 027-290-1323 (代表) F A X： 027-225-5077 受付時間： 9:00 ~ 17:00
群馬県社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会	所在地： 前橋市新前橋町13-12 電話番号： 027-255-6669 (専用) F A X： 027-255-6173 受付時間： 9:00 ~ 17:00

(3) 第三者評価実施状況
未実施

VII) 協力保健・医療機関、福祉施設

当事業所では、各ご利用者様の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の保健・医療機関及び福祉施設等との連携体制を整備しています。

医療法人 吉井中央診療所	所在地： 高崎市吉井町吉井415 電 話： 027-387-5889
高崎タワー21 デンタルクリニック	所在地： 高崎市栄町3-32高崎タワ-21 電 話： 027-326-8211
介護老人保健施設グッドウエル	所在地： 高崎市吉井町吉井415-1 電 話： 027-320-3939

【 救急指定病院 】

公立藤岡総合病院	所在地： 藤岡市中栗須813-1 電 話： 0274-22-3311
公立富岡総合病院	所在地： 富岡市富岡2073-1 電 話： 0274-63-2111

VIII) 非常災害時等の対応

(1) 非常災害時の対応

非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、取るべき措置については予め防災計画等を作成し、当該計画に基づき年2回避難・その他の訓練を実施します。

(2) 緊急時の対応

サービス提供時にご利用者様の病状等が急変した場合、及びその他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関等への連絡等必要な措置を講じます。

(3) 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族様、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

(4) 損害賠償について

当事業所において、事業所の責任によりご利用者様に生じた損害については、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者様に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者様のおかれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

Ⅸ) サービス利用に際しての留意事項

- ① サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- ② ご利用者様又はご家族様は、体調の変化等があった際には必ず事業所にご一報ください。
- ③ 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合は、弁償していただく場合があります。
- ④ 他のご利用者様の迷惑となる行為はご遠慮ください。
- ⑤ 事業所内での金銭及び食物等のやり取りはご遠慮ください。
- ⑥ 事業所内での飲酒は厳禁です。また、喫煙は事業所の指示に従ってください。
- ⑦ 所持金品は、自己の責任において管理してください。
- ⑧ 従業者に対する贈り物や飲食のもてなしはご遠慮ください。
- ⑨ 事業所内での他のご利用者様に対する執拗な宗教活動及び政治活動等はご遠慮ください。
- ⑩ 昼食（弁当）の持込はご相談させていただきますが、持ち込まれた弁当等の管理や衛生面、及びこれに関わる事故（食中毒等）につきましては、一切の責任を負いかねますので予めご了承ください。

令和 年 月 日

指定地域密着型通所介護サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行い、交付しました。

デイサービスセンター プチケア

〈説明者〉 職名：生活相談員 氏名： 黒澤 恵 ⑩

管理者： 小林 茂緑 ⑩

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定地域密着型通所介護サービスの提供開始に同意し、受領しました。

〈利用者〉

住 所： 高崎市吉井町

氏 名： ⑩

(代理人： ⑩ 続柄)